

令和5年3月2日
武蔵野市新型コロナウイルス
感染症対策本部会議資料
健康福祉部高齢者支援課
健康福祉部保険年金課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応について
(減免等)

1 介護保険

1) 介護保険料の減免

*減免の適用は令和4年度分までとする。

2 国民健康保険

1) 国民健康保険税の減免

*減免の適用は令和4年度分までとする。

2) 傷病手当金の支給

*令和2年1月1日から令和5年5月7日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができない期間を適用期間とする。

3 後期高齢者医療制度

1) 後期高齢者医療保険料の減免

*減免の適用は令和4年度分までとする。

2) 傷病手当金の支給

*令和2年1月1日から令和5年5月7日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができない期間を適用期間とする。